

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
契約違約金 (経営室経理担当)	契約違約金の 未払い (平成21・28 年度分)	2法人 (2件)	417,615円 ※1社あたり の最高額 378,000円 最低額 39,615円	法人である債務者が破産手続 廃止の決定を受け、その決定 が確定した債権で、債務履行 の見込みがたたないため、平 成30年1月23日に債権放棄 した。
学童クラブおやつ代 (地域支えあい 推進室 地域子ども施設 調整担当)	学童クラブお やつ代自己負 担金の未払い (平成15~18 年度分)	2人 (31件)	38,750円 ※1人あたり の最高額 36,250円 最低額 2,500円	平成26~28年度に時効が完 成した債権で、債務者が所在 不明、又は債務者は死亡し相 続人が所在不明で債務履行の 請求ができないため、平成30 年1月16日に債権放棄した。
高額療養費資金貸付 金返還金 (区民サービス 管理部 保険医療担当)	高額療養費資 金貸付金返還 金の未払い (平成16年度 分)	1人 (1件)	3,047円	平成28年度に時効が完成し た債権で、債務者が所在不明 で債務履行の請求ができない ため、平成30年1月17日に 債権放棄した。
一時保育事業自己負 担金 (子ども教育部 子育て支援担当)	一時保育事業 自己負担金の 未払い (平成16年度 分)	1人 (1件)	103,950円	平成26年度に時効が完成し た債権で、債務者に履行請求 したが履行の見込みがたたな いため、平成30年1月15日 に債権放棄した。
訪問食事サービス自 己負担金 (健康福祉部 福祉推進担当)	訪問食事サー ビス自己負担 金の未払い (平成18年度 分)	1人 (1件)	2,200円	平成28年度に時効が完成し た債権で、債務者は死亡し相 続人が所在不明で債務履行の 請求ができないため、平成 30年1月17日に債権放棄し た。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
生業資金貸付金 (健康福祉部 生活援護担当)	生業資金貸付 金の未払い (平成3年度 分)	1人 (1件)	569,255円	平成18年度に時効が完成し た債権で、債務者は死亡し相 続人が所在不明で債務履行の 請求ができないため、平成30 年1月30日に債権放棄した。
女性福祉資金貸付金 (健康福祉部 生活援護担当)	女性福祉資金 貸付金の未払 い (平成5年度 分)	2人 (2件)	98,000円 ※1人あたり 49,000円 (2人とも 同額)	債務者が破産免責された債権 で、債務履行の見込みがたた ないため、平成30年1月30 日に債権放棄した。
区民住宅使用料 (都市基盤部 住宅政策担当)	区民住宅使用 料の未払い (平成14・15 年度分)	1人 (1件)	601,290円	債務者が破産免責された債権 で、債務履行の見込みがたた ないため、平成30年1月17 日に債権放棄した。
合	計	11人 (40件)	1,834,107円	